

静岡県告示第235号

林業関係事業補助金交付要綱（昭和55年静岡県告示第16号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

別表21の項経費の欄中4から6までを削り、同項事業細目の欄中5及び6を削り、同項補助率の欄中4から7までを削り、同表24の項経費の欄中

「
1 市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、森林施業計画の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画に間伐実施主体として定められた者その他知事が認める者であって体質強化計画（合板・製材生産性強化対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知）第4の1の体質強化計画をいう。）に係る事業主体であるものが事業細目の欄に掲げる1の事業を行うのに要する経費
2 市町、森林組合等、森林整備法人等、森林経営計画策定者、森林施業計画の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画に実施主体として定められた者その他知事が認める者が事業細目の欄に掲げる2の事業を行うのに要する経費
」

を

「
市町、森林整備法人等及び選定経営体（合板・製材・集成材国際協力強化対策実施要綱（平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知）別表1に規定する選定経営体をいう。）が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費
」

に改め、同表に次のように加える。

<p>25 「安全・快適の道」緊急対策事業（森林）</p>	<p>1 森林組合、知事が認定した協業体及び認定事業主が事業細目の欄に掲げる1の事業を行うのに要する経費</p> <p>2 市町又は静岡県道路公社が事業細目の欄に掲げる2の事業を行うのに要する経費</p> <p>3 森林組合、造園事業者、知事が認定した協業体及び認定事業主が事業細目の欄に掲げる2の事業を行うのに要する経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>1 富士山世界文化遺産森林景観整備事業</p> <p>(1) 富士山世界文化遺産構成資産へのアクセス道路周辺の景観に配慮した森林整備</p> <p>(2) (1)と一体的に実施する実施区域のとりまとめ</p> <p>2 伊豆地域緊急森林整備事業</p> <p>葦山反射炉及び伊豆ペロドロームの周辺の景観並びにこれらの施設へのアクセス道路周辺の景観に配慮した森林整備</p>	<p>1 経費の欄に掲げる1の経費のうち、事業細目の欄に掲げる1の(1)の事業に係るものにあつては、事業費の10分の4以内</p> <p>2 経費の欄に掲げる1の経費のうち、事業細目の欄に掲げる1の(2)の事業に係るものにあつては、事業費の10分の10以内とし、実施面積1ヘクタール当たり54,000円を限度とする。</p> <p>3 経費の欄に掲げる2の経費にあつては、事業費の10分の4以内</p> <p>4 経費の欄に掲げる3の経費にあつては、事業費の10分の4以内で、かつ、市町が補助するのに要する経費の10分の10以内</p>	<p>事業費の30パーセントを超える変更</p>	<p>事業細目ごとに事業量の30パーセントを超える変更</p>
-------------------------------	---	---	--	--------------------------	---------------------------------

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。